

岐阜県公報

号外(三) 平成二十年九月十八日

目次

県議会規則

岐阜県議会議規則の一部を改正する規則

(議事調査課)

ページ

県議会規則

岐阜県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月十八日

岐阜県議会議長 玉田和浩

岐阜県議会議規則第一号

岐阜県議会議規則の一部を改正する規則

岐阜県議会議規則(昭和三十八年岐阜県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第十四章 議員の派遣(第一百七十七条)

第十五章 補則(第一百八十条)

」を第十四章 協議又は調整を行うた
めの場合(第一百七十七条)

めの場合(第一百七十七条)に改める。

第十五章中第一百八十条を第一百九条とし、同章を第十六章とする。

第一百七十七条第一項中「第一百条第十二項」を「第一百条第十三項」に改め、第十四章中同条を第一百八条とし、同章を第十五章とする。

第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第一百七十七条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十年九月十八日

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
 - 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び召集権者を明らかにしなければならない。
 - 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長又は協議等の場において別に定める。付則の次に次の別表を加える。
- 別表（第一百七十七条関係）

名称	目的	構成員	召集権者
会派代表者会議	各会派間の連絡及び意見調整	議長、副議長及び各会派の代表者	議長
正副委員長会議	議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の円滑かつ効果的な運営	議長及び副議長、議会運営委員会委員長及び副委員長、各常任委員会委員長及び副委員長並びに各特別委員会委員長及び副委員長	議長
岐阜県議会史編集委員会	岐阜県議会史の編集	議長が委嘱した議員	岐阜県議会史編集委員会委員長
岐阜県議会災害対策委員会	災害の発生に伴う諸対策の推進	全議員	岐阜県議会災害対策委員会委員長
政治倫理審査会	議員が政治倫理に反するおそれが生じた場合の審査及び措置	議長が指名する議員	政治倫理審査会委員長
議員協議会	県政の重要な事項に関する議員の理解の促進、県政への意見の反映、調査及び研究	全議員	議長
常任・特別委員会 常任特別委員会 特別委員会	各常任委員会又は各特別委員会の円滑かつ効果的な運営	各常任委員会委員又は各特別委員会委員	各常任委員会委員長又は各特別委員

附則
この規則は、公布の日から施行する。

世話人会	岐阜県議会活性化 改革検討委員会	議会の活性化改革に関する調査及び検討	各会派より選出された議員	岐阜県議会活性化改革 検討委員会 委員長
	県議会議員一般選挙後の議会運営に関する協議		二名以上の議員を有する会派より選出された議員	議会事務局 長

平成二十年九月十八日印刷
平成二十年九月十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）